

- 1 委託期間 平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで
- 2 施設名、受託者及び委託事務内容

施 設 名	受 託 者	委 託 事 務 内 容
大阪市中央卸売市場 本 場	大阪本場青果卸売協同組合 理事長 牛山隆之	本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 本 場	大阪市水産物卸協同組合 理事長 細井禎藏	本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 本 場	大阪淡水魚貝卸組合 理事長 寺坂信和	本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 本 場	大阪市中央卸売市場漬物卸売協同組合 理事長 木内一貴	本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 本 場	大阪市中央卸売市場乾物卸組合 組合長 村瀬忠久	本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 本 場	大阪市中央卸売市場総合直売協同組合 理事長 奥田 幹雄	本場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 東部市場	大阪市東部水産物卸協同組合 理事長 前山光司	東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 東部市場	大阪東部市場青果卸売協同組合 理事長 金子了功	東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 東部市場	大阪市東部市場漬物卸売協同組合 代表理事 谷野清孝	東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務
大阪市中央卸売市場 東部市場	大阪市東部中央卸売市場関連商業組合 理事長 國弘圭造	東部市場の市場使用料及び当該施設の使用に係る電気、水道、工業用水道、下水道維持料の収納に関する事務

(中央卸売市場総務担当)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第484号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、大阪市梅田サービスカウンター、大阪市難波サービスカウンター及び大阪市天王寺サービスカウンターにおける証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社スルッとKANSAI

代表取締役 西口 進

- 2 委託期間 平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

(市民局総務部総務課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第485号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

施設	受託者	委託した事務の内容	委託期間
大阪市立社会福祉センター	まちすまいづくり・共同総合サービス連合体 特定非営利活動法人まち・すまいづくり 理事長 竹村 伍郎	使用料の徴収及び収納に関する事務	平成27年 4月 1 日から 平成28年 3月31日まで
大阪市社会福祉研修・情報センター	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会・太平ビルサービス大阪株式会社共同体 理事 乾 繁夫		

大阪市舞洲障がい者スポーツ センター	社会福祉法人大阪市障害者 福祉・スポーツ協会		
大阪市長居障がい者スポーツ センター	理事長 山田 俊平		
大阪市立介護老人保健施設お としよりすこやかセンター南 部館	医療法人仁悠会 理事長 吉川 建夫	手数料の徴収及び収 納に関する事務	
大阪市立介護老人保健施設お としよりすこやかセンター東 部館	医療法人公道会 理事長 天野 良男		
大阪市立介護老人保健施設お としよりすこやかセンター南 部花園館	医療法人ダイワ会 理事長 南 克昌		
大阪市立介護老人保健施設お としよりすこやかセンター西 部館	社会福祉法人大阪暁明館 理事長 古城 資久		
大阪市立介護老人保健施設お としよりすこやかセンター北 部館	医療法人清翠会 理事長 牧 恭彦		

(福祉局総務部経理・企画課)

(福祉局生活福祉部地域福祉課)

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第486号

大阪市立敷津浦学園の利用料金の額について、大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定により、平成27年4月1日からの利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年4月1日

大阪市長 橋 下 徹

1 条例第5条第1号及び第2号に掲げる者 次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円

(3) 居住に要する費用 1日につき360円

2 条例第5条第4号及び第5号に掲げる者 次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円

(3) 居住に要する費用 1日につき360円

3 条例第5条第6号に掲げる者 次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円

(3) 居住に要する費用 1日につき495円

4 条例第5条第9号に掲げる者 次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 日中一時支援の利用に要する費用 次の表の左欄に掲げる大阪市立敷津浦学園の使用時間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

使用時間	金額
6時間以上	4,300円
4時間以上6時間未満	3,200円
3時間以上4時間未満	2,150円
3時間未満	1,800円

(2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

(平27.4.1揭示済)

大阪市告示第487号

大阪市立大畑山苑の利用料金の額について、大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）第9条第3項の規定に基づき、平成27年4月1日からの設定を次のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき利用料金の額を告示する。

平成27年4月1日

大阪市長 橋 下 徹

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護の利用 次に掲げる額の合計額

(1) 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出

した費用の額

- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
 - (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 個室 1日につき1,150円
 - イ 多床室 1日につき370円
- 2 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービスの利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第48条第2項に規定する厚生労働省大臣が定める基準により算出した費用の額
 - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
 - (3) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 個室 1日につき1,150円
 - イ 多床室 1日につき370円
- 3 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額
 - (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
 - (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 個室 1日につき1,150円
 - イ 多床室 1日につき370円

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第488号

大阪市立介護老人保健施設おとしよりすこやかセンター南部館、東部館、南部花園館、西部館及び北部館の利用料金の額について、大阪市立介護老人保健施設条例（平成8年大阪市条例第18号）第8条第3項の規定に基づき、平成27年4月1日からの設定を次のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき利用料金の額を告示する。

平成27年4月1日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額

- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき540円
- 2 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護の利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
- (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 個室 1日につき1,640円
- イ 多床室 1日につき370円
- 3 法第8条第27項に規定する介護保健施設サービスの利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第48条第2項に規定する厚生労働省大臣が定める基準により算出した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
- (3) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 個室 1日につき1,640円
- イ 多床室 1日につき370円
- 4 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションの利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき540円
- 5 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の利用 次に掲げる額の合計額
- (1) 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円
- (3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 個室 1日につき1,640円
- イ 多床室 1日につき370円
- 6 特別療養室の利用
- ア 個室 1日につき3,150円
- イ 二人部屋 1日につき1,050円

(福祉局高齢者施策部高齢施設課)

(平27.4.1 揭示済)

大阪市告示第489号

大阪市立弘済院第1特別養護老人ホームの利用料金の額について、大阪市立

弘済院条例（昭和26年条例第77号）第15条第3項の規定に基づき、平成27年4月1日からの設定を次のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき利用料金の額を告示する。

平成27年4月1日

大阪市長 橋 下 徹

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第9項に規定する短期入所生活介護を受ける者次に掲げる額の合計額

(1) 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円

(3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 個室 1日につき1,150円

イ 多床室 1日につき370円

2 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスを受ける者 次に掲げる額の合計額

(1) 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円

(3) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 個室 1日につき1,150円

イ 多床室 1日につき370円

3 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を受ける者次に掲げる額の合計額

(1) 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,380円

(3) 滞在に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 個室 1日につき1,150円

イ 多床室 1日につき370円

(福祉局弘済院管理課)

(平27.4.1 揭示済)

大阪市告示第490号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの利用料金の額について、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）第13条第3項の規定に基づき、平成27年4月1

日からの利用料金の変更について、次のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき利用料金の額を告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの利用料金の額は、次の各項に掲げる区分に応じ当該各項に定める額の合計額とする。
 - (1) 条例第13条第3項第1号に掲げる者のうち施設入所支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。（以下「総合支援法」という。）第5条第10項に規定する施設入所支援をいう。）に係る者
 - ① 総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
 - ② 食事の提供に要する費用 朝食250円、昼食650円、夕食600円
 - ③ 居住に要する費用 1日につき260円
 - (2) 条例第13条第3項第1号に掲げる者のうち短期入所（総合支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。）に係る者 前項(1)と同様とする。
- 2 前1の各項の規定に関わらず、総合支援法第29条第4項（同法第34条第2項において準用する場合を含む。）、児童福祉法第21条の5の7第11項、同法第21条の5の28第3項、同法第24条の26第3項又は総合支援法第51条の17第3項の規定により支払があったときにおける条例第13条第3項の利用料金の額は、前各項に定める額の合計額から当該支払に係る額を控除して得た額とする。

（福祉局心身障害者リハビリテーションセンター管理課）

（平27. 4. 1 揭示済）

大阪市告示第491号

大阪市立こども文化センターの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託した。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 委託先 一般財団法人 大阪市教育振興公社・SPS共同事業体
代表者 一般財団法人大阪市教育振興公社 理事長 森 啓
- 2 委託期間 平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで
(こども青少年局企画部青少年課)
(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第492号

大阪市立青少年センターの利用料金の額について、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第17条第3項及び同条第4項、第5項、第6項の規定に基づき、平成27年4月1日からの設定を次のとおり承認したので、同条第7項の規定に基づき利用料金の額を公告する。

平成27年4月1日

大阪市長 橋 下 徹

< 1階～8階 貸室利用料金 >

○区分利用における利用料金

施 設 名			朝	昼	夕	夜	全 日
			9:00 ～12:00	12:30 ～15:30	15:45 ～18:45	19:00 ～22:00	9:00 ～22:00
美術工房101 〔美術工房〕	市内	平日	4,350	4,350	4,350	4,350	16,200
		土日祝	5,000	5,000	5,000	5,000	18,650
	市外	平日	4,780	4,780	4,780	4,780	17,800
		土日祝	5,500	5,500	5,500	5,500	20,500
練習発表室200 〔練習発表室〕	市内	平日	14,500	14,500	14,500	14,500	54,600
		土日祝	16,700	16,700	16,700	16,700	62,800
	市外	平日	15,950	15,950	15,950	15,950	60,000
		土日祝	18,350	18,350	18,350	18,350	69,000
控室201 〔控室A〕	市内	平日	850	850	850	850	3,000
		土日祝	1,000	1,000	1,000	1,000	3,450
	市外	平日	930	930	930	930	3,300
		土日祝	1,100	1,100	1,100	1,100	3,800
控室202 〔控室B〕	市内	平日	450	450	450	450	1,750
		土日祝	500	500	500	500	1,900
	市外	平日	490	490	490	490	1,920
		土日祝	550	550	550	550	2,200
映像編集室403 〔音楽・映像編集室B〕	市内	平日	4,450	4,450	4,450	4,450	17,050
		土日祝	5,150	5,150	5,150	5,150	19,600
	市外	平日	4,890	4,890	4,890	4,890	18,750
		土日祝	5,650	5,650	5,650	5,650	21,600
会議利用	市内	平日	900	900	900	900	3,450
		土日祝	1,050	1,050	1,050	1,050	4,000
	市外	平日	990	990	990	990	3,790
		土日祝	1,150	1,150	1,150	1,150	4,400
講義室405・406 同時利用	市内	平日	3,400	3,400	3,400	3,400	11,900
		土日祝	3,900	3,900	3,900	3,900	13,700

講義室 504 〔講義室B〕	市外	平日	3,740	3,740	3,740	3,740	13,080
		土日祝	4,300	4,300	4,300	4,300	15,000
講義室405・406 どちらか1室利用	市内	平日	1,700	1,700	1,700	1,700	5,950
		土日祝	1,950	1,950	1,950	1,950	6,850
	市外	平日	1,870	1,870	1,870	1,870	6,540
		土日祝	2,150	2,150	2,150	2,150	7,500
講義室505 〔講義室A〕	市内	平日	3,850	3,850	3,850	3,850	13,100
		土日祝	4,450	4,450	4,450	4,450	15,100
	市外	平日	4,230	4,230	4,230	4,230	14,400
		土日祝	4,900	4,900	4,900	4,900	16,550
ダンス練習室506 〔ダンス室〕	市内	平日	5,350	5,350	5,350	5,350	20,100
		土日祝	6,150	6,150	6,150	6,150	23,150
	市外	平日	5,880	5,880	5,880	5,880	22,100
		土日祝	6,800	6,800	6,800	6,800	25,400
会議室 701 会議室 803 〔会議室A〕	市内	平日	1,350	1,350	1,350	1,350	4,800
		土日祝	1,550	1,550	1,550	1,550	5,550
	市外	平日	1,480	1,480	1,480	1,480	5,250
		土日祝	1,700	1,700	1,700	1,700	6,050
和室 702 〔和室〕	市内	平日	2,600	2,600	2,600	2,600	9,800
		土日祝	3,000	3,000	3,000	3,000	11,300
	市外	平日	2,860	2,860	2,860	2,860	10,750
		土日祝	3,300	3,300	3,300	3,300	12,350
企画制作室 704～708 〔会議室B〕	市内	平日	500	500	500	500	1,950
		土日祝	600	600	600	600	2,250
	市外	平日	550	550	550	550	2,140
		土日祝	650	650	650	650	2,500
企画制作室 804 〔会議室C〕	市内	平日	900	900	900	900	3,000
		土日祝	1,050	1,050	1,050	1,050	3,450
	市外	平日	990	990	990	990	3,300
		土日祝	1,150	1,150	1,150	1,150	3,800
会議室 801 会議室 802 〔講義室C〕	市内	平日	1,700	1,700	1,700	1,700	6,550
		土日祝	1,950	1,950	1,950	1,950	7,550
	市外	平日	1,870	1,870	1,870	1,870	7,200
		土日祝	2,150	2,150	2,150	2,150	8,300
多目的室 〔美術工房B〕	市内	平日	3,500	3,500	3,500	3,500	13,450
		土日祝	4,050	4,050	4,050	4,050	15,500
	市外	平日	3,850	3,850	3,850	3,850	14,790
		土日祝	4,450	4,450	4,450	4,450	17,000

○時間利用における利用料金

施 設 名			1 時間	全日	
音楽練習室 401. 402. 501. 502. 601 〔音楽室小〕		市内	平日	600	7, 500
			土日祝	700	8, 650
		市外	平日	660	8, 250
			土日祝	750	9, 500
音楽練習室404. 605 〔音楽室中〕		市内	平日	700	8, 750
			土日祝	800	10, 100
		市外	平日	770	9, 620
			土日祝	900	11, 100
音楽練習室 503 〔音楽室大〕		市内	平日	1, 250	14, 600
			土日祝	1, 450	16, 800
		市外	平日	1, 370	16, 050
			土日祝	1, 600	18, 450
〔音楽・映像編集室A〕 MAスタジオ	コントロールR	市内	平日	850	10, 150
			土日祝	1, 000	11, 700
		市外	平日	930	11, 150
			土日祝	1, 100	12, 800
	録音ブース	市内	平日	850	10, 150
			土日祝	1, 000	11, 700
		市外	平日	930	11, 150
			土日祝	1, 100	12, 800
音楽スタジオ全体を使用		市内	平日	4, 350	53, 700
			土日祝	5, 050	61, 800
		市外	平日	4, 770	58, 970
			土日祝	5, 550	67, 900
音楽スタジオ	コントロールR 603	市内	平日	1, 450	17, 850
			土日祝	1, 700	20, 550
		市外	平日	1, 590	19, 600
			土日祝	1, 850	22, 550
	録音ブース 604	市内	平日	1, 850	22, 700
			土日祝	2, 150	26, 100
		市外	平日	2, 030	24, 970
			土日祝	2, 350	28, 750
	クライアントルーム 703	市内	平日	1, 050	13, 150
			土日祝	1, 200	15, 150
		市外	平日	1, 150	14, 400
			平日	1, 150	14, 400

ミニイベントルーム 〔練習発表室B〕	市内	土日祝	1,350	16,600
		平日	1,450	18,150
		土日祝	1,700	20,900
	市外	平日	1,590	19,900
		土日祝	1,850	22,900

< 9階・10階 宿泊室部分 >

○利用者一人当たりの料金

区 分			料金
和室	〔和室〕	1人1泊	4,700
ツインルーム	〔洋室A〕	1人1泊	4,700
バリアフリー室	〔洋室B〕	1人1泊	3,500
一般室	〔和洋室〕	1人1泊	3,500

○1室を利用する場合の料金

区 分		料金
和室	〔和室〕	18,800
ツインルーム	〔洋室A〕	6,100
一般室	〔和洋室〕	14,000

附属設備等の利用料金

種 別	単 位	料 金
音響装置A	一式 区分1コマにつき	1,250
音響装置B	一式 区分1コマにつき	1,050
音響装置C	一式 区分1コマにつき	800
音響装置D	一式 1時間につき	400
音響・照明セットA	一式 1日につき	51,500
音響・照明セットB	一式 1日につき	10,300
音響設備A	一式 1日につき	20,600
音響設備B	一式 1日につき	4,100
レコーディング設備	一式 1日につき	3,100
ヘッドフォンマイク	1個 区分1コマにつき	500
コンデンサマイク	1本 1日につき	1,550
ダイナミックマイク	1本 1日につき	1,550
ワイヤレスマイク	1本 1日につき	1,550
ビデオプロジェクターA	1台 区分1コマにつき	1,250
ビデオプロジェクターB	一式 1日につき	10,300
ビデオ撮影装置A	1台 1日につき	5,150
ビデオ撮影装置B	1台 1日につき	3,100
映像編集装置	一式 1日につき	5,150

書画カメラ	1台 区分1コマにつき	1,050
照明設備セット	一式 1日につき	30,900
ピンスポットライト	1台 1日につき	3,100
アップーホリゾンライト	一式 1日につき	3,100
ロアホリゾンライト	一式 1日につき	3,100
エリプソイダルスポットライト	1台 1日につき	1,550
フレネンレンズスポットライト	1台 1日につき	1,050
平凸レンズスポットライト	1台 1日につき	1,050
パーライト	1台 1日につき	1,050
ダブルマシン	1台 1日につき	2,600
ミラーボール	一式 1日につき	2,100
琴	1面 区分1コマにつき	500
グランドピアノA	1台 1日につき	5,150
グランドピアノB	1台 1日につき	2,100
グランドピアノC	1台 1時間につき（5時間迄）	1,050
	1台 1日につき（5時間超）	5,150
アップライトピアノ	1台 1時間につき	300
ドラム	一式 1日につき	3,100
シンセサイザー	1台 1日につき	2,100
エレキギター	1本 1時間につき	200
エレキベース	1本 1時間につき	200
アコースティックギター	1本 1時間につき	200
キーボード	1台 1時間につき	300
ベースアンプ	1台 1時間につき	400
ギターアンプ	1台 1時間につき	300
キーボードスタンド	1脚 1時間につき	150
シンバルスタンド	1脚 1時間につき	150
シールド	1本 1時間につき	100
ヘッドフォン	1個 1時間につき	100
楽器セットA	一式 1時間につき	1,050
楽器セットB	一式 1時間につき	700
CDデュプリケーター	一式 複製25枚までごと	2,650
DVDデュプリケーター	一式 複製25枚までごと	2,650
いす	一式 1日につき	1,050
金びょうぶ	一双 1日につき	2,050
演台	1台 1日につき	1,050
花台	1台 1日につき	500

指揮台	1 台 1 日につき	1,050
譜面台	1 台 1 日につき	300
平台	1 枚 1 日につき	150
箱足	1 個 1 日につき	50
ケコミパネル	1 枚 1 日につき	60
黒布パネル	1 枚 1 日につき	150
ウェイト	1 個 1 日につき	50
人形立	1 本 1 日につき	10
ドラム台	1 台 1 日につき	1,050
パーテーション	1 枚 1 日につき	400
ブルーバックスクリーン	1 枚 1 日につき	2,100
スモークマシン	1 台 1 日につき	3,100
トランシーバー	1 台 1 日につき	600
大型ミラー	1 面 1 日につき	500
移動式スクリーン	1 台 1 日につき	650
アイロン・アイロン台セット	一式 1 日につき	300
ミシン	1 台 1 日につき	500
イーゼル 大	1 台 1 日につき	150
イーゼル 小	1 台 1 日につき	50
画板	1 台 1 日につき	50
マネキン ボディ	1 体 1 日につき	300
マネキン 卓上用	1 体 1 日につき	200
茶道具	一式 1 日につき	4,150
CD・MDつきラジカセ	1 台 1 時間につき	200
テレビ・ビデオデッキセット	一式 区分 1 コマにつき	1,250
ポータブルアンプ	1 台 区分 1 コマにつき	1,250
電源使用料	定格消費電力 1 時間 1 k w まで	100
ノートパソコン	1 台 区分 1 コマにつき	1,050
姿見	1 台 1 日につき	200
指示棒	1 個 1 日につき	200
レーザーポインター	1 個 1 日につき	200
マグネットセット	一式 1 日につき	100
ヨガマット	1 枚 1 日につき	200
ポータブルアンプ B	1 台 1 時間につき	400
C D ラジカセ	1 台 1 時間につき	200

(こども青少年局企画部青少年課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第493号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	委託者	委託事務内容	委託期間
大阪市設 泉南メモリアルパーク	泉南メモリアルパーク管理グループ (代表者) 大阪府石材事業協同組合 代表理事 烏野正治	使用料及び手数料の徴収に関する事務	平成27年 4月 1 日から 平成28年 3月 31日まで
大阪市設瓜破霊園 大阪市設服部霊園 大阪市設北霊園 大阪市設南霊園 大阪市立服部納骨堂	一般財団法人 環境事業協会 理事長 柴崎克治		
大阪市設住吉霊園 大阪市設千舩霊園 大阪市設平野霊園 大阪市設松原霊園 大阪市設加美霊園			
大阪市立北斎場 大阪市立鶴見斎場			
大阪市立小林斎場 大阪市立佃斎場			
	おおさか斎苑管理グループ (代表者) イージス・グループ有限責任事業組合 職務執行者 斎藤孝宏		

委託事務	受託者	委託事務内容	委託期間
	イオンリテール株式会社 近畿 ・北陸カンパニー 取締役 専務執行役員 近畿・北陸カンパニー支社長 後藤俊哉		
	イズミヤ株式会社 代表取締役 四條晴也		

粗大ごみ処理手数料
収納事務

大阪市公設市場株式会社 代表取締役 奥野金治
カナート株式会社 代表取締役 釜下保彦
株式会社エーコープ近畿 代表取締役社長 島 秀和
株式会社エキ・リテール・サー ビス阪急阪神 代表取締役 宮西幸治
株式会社関西スーパーマーケッ ト 代表取締役社長 福谷 耕治
株式会社近商ストア 取締役社長 中井 潔
株式会社京阪 ザ・ストア 代表取締役 辻 良介
株式会社光洋 代表取締役 平田 炎
株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏
株式会社コノミヤ 代表取締役 芋縄隆史
株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹内修一
株式会社スーパーナショナル 代表取締役 中村健二
株式会社セブンーイレブン・ジ ャパン 代表取締役 井阪隆一
株式会社ダイエー京橋店 店長 長崎正司
株式会社ダイエー長吉店 店長 大谷一幸
株式会社はやし 代表取締役 釜下保彦
株式会社阪食 執行役員 岸本 亙

手数料の収納
に関する事務平成27年 4 月
1 日から平成
32年 3 月31日
まで

株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山 勇	
株式会社ポプラ 関西北陸地区 本部 本部長 二上賢治	
株式会社万代 代表取締役 加藤 徹	
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎高治	
株式会社ローソン 加盟店支援本部 近畿エリアサ ポート部 部長 中島正文	
合同会社西友 店舗運営統括 バイス・プレジデント 佐古 隆	
国分グロースーズチェーン株式 会社 代表取締役 横山敏貴	
生活協同組合おおさかパルコー プ 専務理事 所 清司	
南海フードシステム株式会社 取締役社長 関本栄一	
ミニストップ株式会社 代表取締役 宮下直行	
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括 本部長 島田克哉	
日本郵便株式会社 代表取締役社長 高橋 亨	平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで

(環境局総務部総務課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第494号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料並びに証明発行手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

委託事務	受託者	委託期間
市営住宅使用料及び市営住宅附帯駐車場使用料収納事務	大阪市住宅供給公社 理事長 鬘 恒三	平成27年 4月 1 日 から平成28年 3月 31日まで
市営住宅及び市営住宅附帯駐車場にかかる証明発行手数料収納事務	大阪市住宅供給公社 理事長 鬘 恒三	平成27年 4月 1 日 から平成28年 3月 31日まで
市営住宅使用料のうち退去者滞納家賃の収納事務の一部	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 山形康郎	平成27年 4月 1 日 から平成28年 3月 31日まで

（都市整備局住宅部管理課）

（平27. 4. 1 揭示済）

大阪市告示第495号

平成23年大阪市告示第403号（建設局方面管理事務所の位置及び所管区域）を次のように改め、平成27年 4月 1 日から実施する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

建設局方面管理事務所（臨港方面管理事務所を除く。）の位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
東部方面管理事務所	大阪市城東区中浜 1 丁目 17 番 10 号	都島区、天王寺区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区
西部方面管理事務所	大阪市西成区津守 2 丁目 7 番 13 号	中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区
南部方面管理事務所	大阪市住之江区泉 1 丁目 1 番 189 号	阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区
北部方面管理事務所	大阪市此花区高見 1 丁目 2 番 47 号	北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区

(建設局総務部総務課)

(平27.4.1 揭示済)

大阪市告示第496号

建設局臨港方面管理事務所の位置を次のように定め、平成27年4月1日から実施する。

平成27年 4月 1日

大阪市長 橋 下 徹

名称	位置
臨港方面管理事務所	大阪市此花区港緑地2丁目3番114号

(建設局総務部総務課)

(平27.4.1 揭示済)

大阪市告示第497号

昭和62年大阪市告示第242号の2(大阪市道路占用許可基準)の一部を次のとおり改正する。

平成27年 4月 1日

大阪市長 橋 下 徹

第2条第1号及び第2号中「設ける」を「設置する」に改め、同条第3号中「1.5メートル以上」を「2メートル以上(自転車歩行者道の場合は3メートル以上)」に改め、「確保されていること」を「確保されていること。また車道から0.25メートル以上離れていること」に改め、同条第5号中「設ける」を「設置する」に改める。

第3条第1号及び第2号中「設ける」を「設置する」に改める。

第4条第1項中「設ける」を「設置する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 電柱に添加する看板の占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 種類は、突出式と巻付式の2種類とし、電柱1本につきそれぞれ1個とすること。ただし、巻付式については1個を2面にすることができる。

(2) 看板の路面からの高さは次のとおりとすること。

ア 突出式 歩道上は3.5メートル以上

車道上は4.5メートル以上

イ 巻付式 1.2メートル以上

(3) 大きさは次のとおりとすること。

ア 突出式 縦1.2メートル以内
横0.45メートル以内

イ 巻付式 縦1.5メートル以内

(4) 突出式電柱広告の突出方向及び取付位置については次のとおりとすること。

ア 突出方向は道路中央方向とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内で、電柱が車道寄りに設置されている場合は路端方向とすること。

イ 電柱と広告との離隔距離は0.15メートル以内とすること。

第5条第1号中「設ける」を「設置する」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「灯具等」を「灯具等（灯柱より路面上に突出す構造物）」に、「4.5メートル以上とすること」を「4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区分のある道路の歩道内では2.5メートル以上とすることができる」に改め、同条第5号とし、同条第7号中「補助灯」を「補助灯の一辺」に改め、「路面から灯具の下端までの距離の5分の1以下とすること。ただし、」を削り、同条を同条第6号とし、同条第8号中「街路灯への配線は地下に埋設すること」を「無電柱路線については、街路灯への配線は地下に埋設すること」に改め、同条を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第5条に次の1号を加える。

(10) 構造は強固なものとすること。

第5条に次の1項を加える。

2 街路灯へのバナーの占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 地方公共団体、商店会、町会その他これらに準ずる団体が地域振興又は防犯のために設置するものであること。

(2) 信号機及び道路標識の視認性を阻害する等、道路管理上、交通上支障となる場所でないこと。

(3) 路面からバナーの下端との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内では2.5メートル以上とすることができる。

(4) 出幅は0.8メートル以下とすること。また、バナー用取付具等の出幅については必要最低限とすること。

第6条第2号中「街灯」を「街路灯」に改める。

第7条第1号中「橋詰広場等」を「駅前広場等」に、「設ける」を「設置する」に改め、同条第2号中「設置することができる」を「設置すること」に改める。

第8条第1号中「路端寄りとすることができる」を「路端寄りに設置すること」に改める。

第9条、第10条第1号及び第2号、第11条第1号並びに第12条第1号中「設

ける」を「設置する」に改める。

第13条第1号中「設ける」を「設置する」に改め、同条第2号中「上屋を有する」を削り、同条第3号を次のように改める。

- (3) ベンチは原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。

第13条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) ベンチは、歩道（自転車歩行者道を含む。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2メートル以上（自転車歩行者道にあっては、3メートル以上）確保できる安全柵が設置されている歩道内の車道寄りに設置すること。

第13条第6号を次のように改める。

- (6) ベンチは、夜間照明を確保できる場所に設置すること。また、占用者名を表示すること。ただし、広告物を掲出又は表示しないこと。

第14条第1項第1号中「設ける」を「設置する」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 歩道（自転車歩行者道を含む。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2メートル以上（自転車歩行者道にあっては、3メートル以上）確保できる歩道又は駅前広場等の島式乗降場に設けること。

第14条第1項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「島式乗降場を設ける」を「島式乗降場に設置する」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 同一進行方向上に他事業者が設置するバス停留所標識及び上屋がある場合、離隔距離は20メートル以上とすること。

第14条第1項第11号中「広告物」を「添加広告を除く広告物」に改め、同条第2項中「前項第11号の規定にかかわらず、」を削り、同項第1号中「設ける」を「設置する」に改め、同項第2号中「添加広告枠」を「添加広告」に改め、「を認めることが」を削り、同項第3号、第4号、第5号及び第6号中「添加広告枠」を「添加広告」に改める。

第15条中「設けられる」を「設置される」に改める。

第16条に次の1項を加える。

2 アーケードに添加する看板の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 事前にアーケード内の既設突出看板が撤去されているか撤去される見込みがあること。
- (2) 同一アーケード内においては、形状、寸法、地色が同一であること。
- (3) 設置される箇所の路面に近接する建物において営業する者の店名、屋号、商標又は営業の内容を表示するものであること。

- (4) 原則として1店舗につき1個とすること。
- (5) 設置主体は当該アーケードの占有者であること。
- (6) 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内にあつては、2.5メートル以上とすることができる。
- (7) 道路境界線から1メートル以内に設置し、非常災害時において側面建築物からの避難の妨げとならないものであること。
- (8) 同一アーケード内においては、高さ及び道路境界線からの出幅が統一されていること。
- (9) 平板又は箱型で、底辺の長さ及び高さの和は原則として1.4メートル以内とすること。
- (10) 使用材は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。

第25条を削り、第24条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加え、同条を第25条とする。

- (3) 点滅しないものであり、かつ、静止しているものであること。

第23条第2項の次に次の1項を加え、同条を第24条とする。

3 消火栓標識に添加する看板の占有については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道内においては3.5メートル以上とすることができる。
- (2) 標識板の下部に取付け、突出方向は標識板と同一方向とすること。
- (3) 大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以内とすること。
- (4) 添加数量は標識1本につき1個とすること。

第22条第1項第1号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者（予定者を含む。）」に、「一般乗用旅客自動車運送事業者の団体」を「国又は一般乗用旅客自動車運送事業者の団体」に、「設ける」を「設置する」に改め、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 同一進行方向上に他事業者が設置するバス停留所標識及び上屋がある場合、離隔距離は20メートル以上とすること。

第22条第2項の次に次の1項を加え、同条を第23条とする。

3 照明式バス停留所標識に添加する広告の占有については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 広告を車両の進行方向に面する部分に添加しないこと。
- (2) 広告の添加位置は照明表示ボックスの最下段とし、広告面の大きさは照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下とすること。

第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の2第1号中「設けないこと」を「設置しないこと」に改め、同条を第17条とする。

第28条を第31条とし、同条の前に次の2条を加える。

(地域における公共的な取組費用に充当する広告物の占有)

第29条 地域における公共的な取組費用に充当する広告物の占用については、この基準に関わらず、「広告物の基本取扱い方針」及び「広告物掲出審査基準」によらなければならない。

(防犯カメラの占用)

第30条 防犯カメラの占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 防犯カメラは、地方公共団体、商店会、町会その他これらに準ずる団体がその区域内の防犯のために設置するものであること。
- (2) 添加された物件が、風圧その他の外力に対して十分な強度を有する構造であること。
- (3) 他の物件に添加する場合は、当該物件の管理者の了解を得ること。
- (4) 路面から防犯カメラの下端までの距離は4.5メートル以上とすること。
ただし、歩道と車道の区分のある道路の歩道内では2.5メートル以上とすることができる。
- (5) 防犯カメラの設置表示及び占用者の表示をすること。

第27条を次のように改める。

(高架道路の路面下の占用)

第28条 高架道路の路面下の占用については、「高架道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」（平成21年 1月26日国道利第19号）によらなければならない。

第26条第1項第1号中「設けられる」を「設置する」に、「設ける」を「設置する」に改め、同項第3号中「2メートル」を「1.8メートル」に改め、同条第2項第3号中「設ける」を「設置する」に改める。

第26条を第27条とし、同条の前に次の1条を加える。

(掲示板の占用)

第26条 掲示板の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、地域活動協議会、連合振興町会が、広報その他の公共的目的のために設置するもので、道路外に設置する場所がなく、やむをえず設置するものであること。
- (2) 設置場所は、原則として歩道と車道の区別のある道路の歩道内で、2メートル以上（自転車歩行者道にあっては、3メートル以上）の余地を確保し、車道寄りに道路と並行に設置すること。
- (3) 掲示板の上端と路面との距離は原則として2メートル以下、幅は2メートル以下とし、支柱の直径又は一辺の長さは、0.15メートル以下とすること。
- (4) 掲示板の構造は堅ろうなもので、容易に倒壊又は、はく離等がおこらないもので、路面に固定すること。
- (5) 掲示板には、管理者名及び掲示事項以外の広告物等を掲示又は表示しないこと。

附 則

この基準は平成27年 4月 1 日より施行する。

(建設局管理部路政課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第498号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、歳入の徴収事務及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

委託事務	受託者	委託期間
放置自転車等撤去保管料の徴収及び収納事務	サイカパーキング株式会社	平成27年 4月 1 日から 平成28年 3月31日まで

(建設局管理部自転車対策課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第499号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、歳入の徴収事務及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

委託事務	受託者	委託期間
放置自転車等撤去保管料の徴収及び収納事務	公益社団法人大阪市 シルバー人材センター	平成27年 4月 1 日から 平成28年 3月31日まで

(建設局管理部自転車対策課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第500号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項第 1 号の規定に基づき、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

施 設 名	受 託 者	委託事務	委託期間
天王寺動物園	株式会社ルート・ワン 代表取締役 篠崎 雄基	使用料の徴収事務	平成27年 4月 1 日 から平成27年 9 月 30日まで
慶沢園			
寺田町野球場	一般財団法人 大阪スポーツ みどり財団 理事長 山下 進	大阪市オーパス・ スポーツ施設情報 システムを利用し て受けた使用許可 に係る使用料の徴 収事務	平成27年 4月 1 日 から平成27年 6 月 30日まで
北加賀屋野球場			
中島野球場			
十三野球場			
真田山野球場			
松島野球場			
桃谷野球場			
蒲生野球場			
小林野球場			
桜之宮野球場			
鯉江運動場			
下福島運動場			
神路運動場			
五条運動場			
左専道運動場			
東中浜運動場			
吉野町運動場			
与力町運動場			
鶴町南運動場			
長池運動場			
浦江運動場			
磯路中央運動場			
東中本運動場			
旭運動場			
春日出運動場			
今津運動場			
波除運動場			
平野白鷺運動場			
歌島運動場			
沢之町運動場			
浅香中央運動場			

中島庭球場		
北江口中央庭球場		
中之島西庭球場		
真田山庭球場		
南天満庭球場		
旭庭球場		
浦江庭球場		
山之内西庭球場		

(建設局公園緑化部公園管理課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第501号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、阿倍野防災センターの使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

2 委託先

一般財団法人大阪消防振興協会・ノムラテクノ株式会社大阪支店・ジェイ・アクシス株式会社共同事業体

代表者 一般財団法人大阪消防振興協会 理事長 岡 武男

(消防局予防部予防課)

(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第502号

大阪市立北区民センター及び大阪市立大淀コミュニティセンターの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託した。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託先 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

理事長 下田 三七男

2 委託期間 平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

(北区役所地域課)
(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第503号

大阪市立旭区民センターの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託した。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 委託先 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社
代表取締役社長 乾 俊之

- 2 委託期間 平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

(旭区役所市民協働課)
(平27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第503号の2

大阪市立生野区民センターの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託した。

平成27年 4月 1 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 委託先 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会
理事長 下田 三七男

- 2 委託期間 平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

(生野区役所地域まちづくり課)
(平成27. 4. 1 揭示済)

大阪市告示第534号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成27年

西 淀 川 区

検 査 月 日	曜日	検 査 場 所	所 在 地
5 月 1 1 日	月	野 里 小 学 校	野 里 2 丁 目 2 1 番 1 3 号
5 月 1 2 日	火	御 幣 島 小 学 校	御 幣 島 3 丁 目 5 番 5 号
5 月 1 4 日	木	大 和 田 小 学 校	大 和 田 4 丁 目 3 番 2 4 号
5 月 1 8 日	月	福 小 学 校	福 町 2 丁 目 5 番 2 3 号
5 月 1 9 日	火	佃 西 小 学 校	佃 2 丁 目 1 5 番 3 0 号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06 - 6577 - 5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済戦略局計量検査所)



大阪市告示第535号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年 2月18日
申請書を受理した日	平成27年 3月23日
名 称	NPO法人飛鳥
代 表 者 の 氏 名	樽谷 幸治、松倉 義照、長谷部 光伸
主たる事務所の所在地	大阪市平野区長吉長原1丁目1番17号
定款に記載された目的	この法人は、地域住民すべてに対して、地域住民どうしが助け合って、身体及び心身にハンディキャップを持つ方・高齢者の方の自立支援及び地域社会参画及び介護等に関する事業を行うことによ

	り、地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年 2月20日
申請書を受理した日	平成27年 3月23日
名 称	N P O法人加賀屋スポーツクラブ
代 表 者 の 氏 名	竹田 純
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区西加賀屋 3丁目12番 6号
定款に記載された目的	この法人は、地域の子どもたち及び地域住民に対し、サッカーを中心とした各種スポーツの普及・強化・育成に関する事業を行うことにより、子どもたちの心・技・体の健全育成、及び地域交流の活性化とコミュニティを確立させ、さらには競技スポーツ選手の育成や指導者の養成、将来的には総合型地域スポーツクラブの設立など、スポーツを通じて、青少年の健全育成及び心の故郷づくり、地域全体にわたるスポーツ文化の発展、隣人が支え合える豊かなコミュニティの形成に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年 2月26日
申請書を受理した日	平成27年 3月23日
名 称	特定非営利活動法人医療介護総合経営協会
代 表 者 の 氏 名	榎崎 洋
主たる事務所の所在地	大阪府中央区天満橋京町 1番27号
定款に記載された目的	この法人は、医療機関、介護事業者等に対して、地域包括ケアシステムに対応した経営支援に関する事業を行い、医療機関、介護事業者等の健全な経営と地域住民が安心して暮らし続けられるように医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的提供に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成27年 2月27日
申請書を受理した日	平成27年 3月23日
名 称	特定非営利活動法人 S O C I O T I E S S H O W Aスポーツクラブ
代 表 者 の 氏 名	城山 明宏
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区桃ヶ池町 1丁目 4番 3－1201号
定款に記載された目的	この法人は、大阪市民の地域スポーツ・文化活動の促進と普及を目的とする地域総合スポーツ振興の事業を行うことにより、子供からシニア世代まで多くの地域住民の皆様にスポーツ・文化を通じ

て健康増進とコミュニティの輪をひろげて頂き、
また、専門の指導者のもと幅広く競技・文化を提
供するとともに国内外のスポーツ選手、指導者、
文化人との協力や交流をすることで生涯スポーツ
・文化社会の実現に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第536号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告
する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申
請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当に
おいて、公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年 2月23日
申請書を受理した日	平成27年 3月23日
名 称	NPO法人すみのえ育
代 表 者 の 氏 名	伊達 美寿保
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区中加賀屋2丁目5番20-501号
定款に記載された目的	この法人は、まちを育むことにより、人を育む、 子どもを育む、コミュニケーションを育む、賑わ いを育む、高齢者の見守りを育む、経済を育む、 観光を育む、くらしを育む、地域とまちの全てを 育むことを目指し、住之江からまち育てを発信す ることで、日本中の地域やまちの活力がアップし て、子どもから高齢者まで誰もが、豊かで安全・ 安心に暮らせる未来づくりに寄与することを目的 とする。
申請のあった年月日	平成27年 2月26日
申請書を受理した日	平成27年 3月23日
名 称	特定非営利活動法人燦然会
代 表 者 の 氏 名	上好 功
主たる事務所の所在地	大阪市城東区蒲生3-10-19
定款に記載された目的	この法人は、様々な障がい者・児に対して、生き

がいと仲間作りの場を提供するなど、社会参画や生活支援に関する事業を行うと共に、広く地域に情報を発信していくことにより、一般市民の障がいに対する理解を広げ、誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第537号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成27年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
公益社団法人子ども情報研究センター	大阪市港区波除四丁目1番37号

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第538号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成27年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
学校法人関西大学	大阪府吹田市山手町三丁目3番35号

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第539号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成27年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
学校法人大阪学院大学	大阪市北区天神橋二丁目北1番2号

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可（平成27年大阪府告示第478号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画下水道事業

（大阪市今福処理区公共下水道）

（大阪市住之江処理区公共下水道）

（大阪市海老江処理区公共下水道）

（大阪市寝屋川北部流域関連公共下水道）

（大阪市寝屋川南部流域関連公共下水道）

（大阪市大和川下流西部流域関連公共下水道）

2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟 6階

大阪市建設局下水道河川部調整課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 2月 3日 大阪市指令都計（開）第84号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪府中央区森ノ宮中央2丁目1番2の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎 高治

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	8.400m	大阪市	—	集水ますⅡ型（イン バート付） 2ヵ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅡ型（イン バート付） 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	8.400m	大阪市	—	集水ます 2ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	0.500m	大阪市	—	集水ますⅡ型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 9月30日 大阪市指令都計（開）第39号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区長吉川辺 1丁目388番 8

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西 4丁目 7番28号

株式会社ビーバーハウス

代表取締役 川野 悠一

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.500m	28.210m	開発者	開発者	すみ切り 2ヵ所含む
下水道	D=150mm	3.100m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年12月26日 大阪市指令都計（開）第26-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市大正区泉尾5丁目9番8

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市緑町3番3号101

株式会社アンビシャスホーム

代表取締役 伊関 克剛

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	32.420m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所含む
下水道	D=150mm	7.450m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	6.300m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付2ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	21.250m	大阪市	—	集水ますI型2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、建築計画概要書等の写しの交付等にかかる手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

委託先及び委託期間

1 委託先 株式会社 KMK's

代表取締役 金田 健治

2 委託期間 平成27年 4月1日から平成28年 3月31日まで

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第545号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について許可したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月10日

大阪市長 橋 下 徹

- ・ 許可年月日及び許可番号
平成27年3月26日 第461号
- ・ 許可区域の名称
(仮称)新M I D大阪京橋ビル建替計画
- ・ 許可区域の位置
大阪市中心区城見二丁目1番1ほか10筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第546号

大阪市立青少年センターについて、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第14条第3項の規定に基づき、市民サービス向上の観点から宿泊室を除く施設において平成27年12月28日（月）及び平成28年1月4日（月）を臨時開館すると共に、設備の保守点検及び定期清掃のため、宿泊室において平成28年1月20日（水）を臨時休館とすることを承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成27年4月10日

大阪市長 橋 下 徹

(こども青少年局企画部青少年課)

大阪市告示第547号

地方自治法施行令（昭和27年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成27年4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 受託者

リボーン債権回収株式会社

代表取締役 松平 敏幸

2 業務委託期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

3 委託事務内容

貸付金の元利償還金の収納に関する事務

(こども青少年局子育て支援部こども家庭課)

大阪市告示第548号

平成27年大阪市告示第162号の2(電子印に係る公印の用途変更)の一部を次のように訂正する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

表用途の項中「及び児童福祉法、子ども子育て支援法並びに大阪市立児童福祉施設条例」を「並びに児童福祉法及び子ども子育て支援法」に訂正する。

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市告示第549号

大阪市環境影響評価条例(平成10年大阪市条例第29号)第31条第1項第3号の規定により対象事業引継届出書の提出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 従前の事業者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び事業名

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 牧 貞夫	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
大阪駅北地区開発特定目的会社	代表清算人 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪市北区大淀中1丁目1番88号
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南2丁目15番2号

阪急電鉄株式会社	代表取締役 中川 喜博	大阪府池田市栄町 1 番 1 号
三菱地所株式会社	取締役社長 杉山 博孝	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号

(2) 対象事業の名称

大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業

2 対象事業の実施区域

大阪市北区大深町地内

3 届出事由

対象事業の実施を他の者に引き継いだため 条例第31条第 1 項第 3 号に
該当

4 新たな事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 牧 貞夫	東京都千代田区外神田 4 丁目14番 1 号
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番88号
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南 2 丁目15番 2 号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 中川 喜博	大阪府池田市栄町 1 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長 常陰 均	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号
三菱地所株式会社	取締役社長 杉山 博孝	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第550号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第31条第 1 項第 3 号
の規定により対象事業引継届出書の提出を受けたので、同条第 2 項の規定によ
り次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 従前の事業者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び事業名

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 牧 貞夫	東京都千代田区外神田 4 丁目14番 1 号
大阪駅北地区開発特定目的会社	代表清算人 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町 1 丁目 11番地 さくら総合事務所内
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪府池田市栄町 1 番88号
ナレッジ・キャピタル開発特定 目的会社	代表清算人 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町 1 丁目 11番地 さくら総合事務所内
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南 2 丁目15番 2 号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 中川 喜博	大阪府池田市栄町 1 番 1 号
三菱地所株式会社	取締役社長 杉山 博孝	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号

(2) 対象事業の名称

大阪駅北地区先行開発区域 B 地区開発事業

2 対象事業の実施区域

大阪府北区大深町地内

3 届出事由

対象事業の実施を他の者に引き継いだため 条例第31条第 1 項第 3 号に
該当

4 新たな事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式 会社	代表取締役 牧 貞夫	東京都千代田区外神田 4 丁目14番 1 号
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪府池田市栄町 1 丁目 1 番88号
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南 2 丁目15番 2 号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 中川 喜博	大阪府池田市栄町 1 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長 常陰 均	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号
三菱地所株式会社	取締役社長 杉山 博孝	東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第551号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成26年大阪市告示第739号及び大阪市告示第1157号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

平成27年4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域

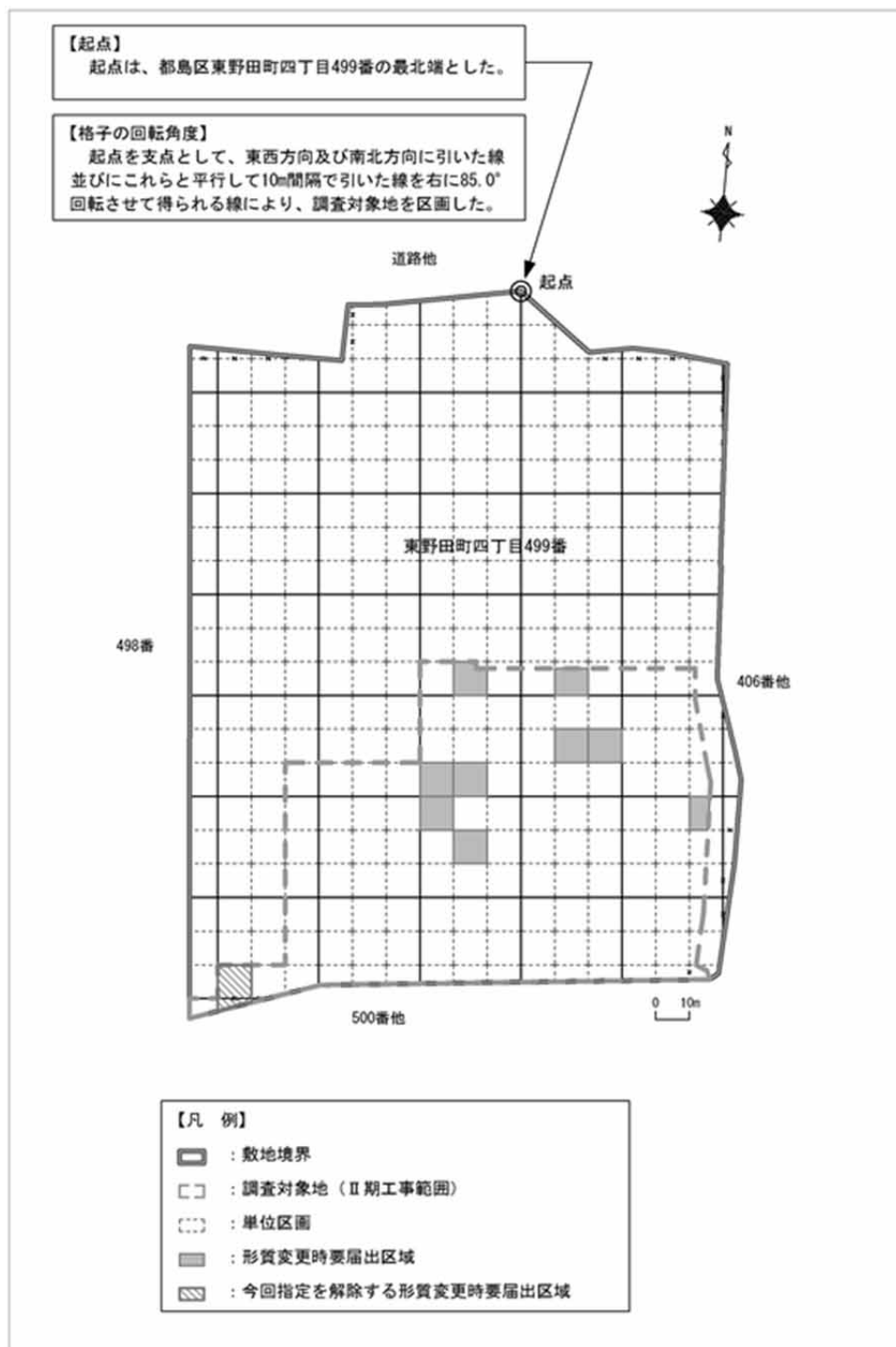
別図のとおり

（大阪市都島区東野田町四丁目499番の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第552号

西中島南方駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成27年4月15日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に

より公告する。

平成27年 4 月10日

大阪市長 橋 下 徹

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
コインポスト	一般区画①	1 日 1 回150円
人的対応	一般区画②	1 日 1 回150円、ただし駐車後 1 時間まで無料
精算機対応	一般区画③	駐車後 1 時間まで無料、1 時間を超え 5 時間まで100円、5 時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

収受方法	区画	一時利用料金（原動機付自転車）
精算機対応	一般区画	駐車後 1 時間まで無料、1 時間を超え 5 時間まで150円、1 時間を超え24時間まで200円、以後24時間ごとに200円

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「コインポスト」とは、コインポストにより利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 4 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局管理部自転車対策課）



大阪市告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき、大阪市森林整備計画をたてたので、同条第10項の規定により公表する。

平成27年 4 月10日

大阪市長 橋 下 徹

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

大阪市は西に大阪湾、東・北・南の三方に山脈を控え、淀川や旧大和川によって沖積された大阪平野のほぼ中央に位置している。年平均気温16.9℃、年間降水量1,279ミリというおだやかな瀬戸内式気候に恵まれ、滋賀県の琵琶湖

に水源を発する淀川などの水利にも恵まれた水の都でもある。市域中央部やや東よりの上町台地は、東西の幅約2kmの洪積層台地が大阪城付近から南へ約12kmに渡って延び、標高10～20m、一番高いところで23m、南へ向かってだんだん低くなり、東側へゆるやかに西側に急傾斜している地形となっている。

大阪の地形と都市形成は、水を活かした「水の都」づくりという一面と、上町台地一体にあった森を中心に、古くから高密度に利用された市街地としての面を持っていたといえる。しかし、市内全域の市街化が進むにつれ、上町台地を含め市街地が形成される過程において、多くの自然の森は住宅開発や道路整備とともに消失してきた。

本市の行政面積は約22,300haであり、うち現存する森林の面積はわずかに0.17haのみである。その森林の現況は、小学校とマンションの敷地の一部にわずかな立木が残っているというものである。また、本地域の森林の位置づけは林業的なものではなく、市民の緑としての役割を担っているといえる。

従って本市の森林は、森林（緑）を通じた風致の維持を目的としたものである。都市化された空間での貴重な緑としての機能を果たしており、その機能を永年的に発揮していくように維持していく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

○ 保健・レクリエーション機能

当該森林は風致保安林に指定されており、市民の身近な緑となっているため、今後とも風致の維持機能を継続させることを重視する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

当該森林は小学校とマンションの敷地の一部であり、市民に身近な自然や、自然とのふれあいの場として憩いと学びの場を提供しており、保健文化機能を有するので、現在の形態を維持し、不必要な伐採及び剪定等は極力避けるような方向で、所有者の協力を求めながらその維持に努めるものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

該当なし

第2 造林に関する事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源のかん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林は風致保安林となっているので保健機能の維持増進を図る森林に設定する。

イ 森林施業の方法

当保安林は、小学校とマンションの敷地の一部にわたる小規模な風致林であり、長伐的施業で管理をしていくことがのぞましい。

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境	長伐期施業を推進すべき森林	図面のとおりに	0.17

の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業		
	択伐による複層林施業		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第8 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大阪市阿倍野区帝塚山1丁目23-8		0.17	0.17					

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
保育	住宅地に隣接している為、必要最低限の範囲で剪定等を行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

該当なし

付属資料：大阪市森林整備計画位置図



(建設局公園緑化部調整課)

大阪市告示第554号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定に基づき、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

委託事務	受 託 者	委 託 期 間
スポーツアイランド施設の使用料の徴収及び収納の事務	合資会社エムテック 代表社員 福井 道直	平成27年 4月 1日 から平成28年 3月 31日まで
此花西部臨港緑地駐車場の使用料の徴収及び収納の事務	合資会社エムテック 代表社員 福井 道直	平成27年 4月 1日 から平成28年 3月 31日まで
中央突堤臨港緑地駐車場の使用料の徴収及び収納の事務	合資会社エムテック 代表社員 福井 道直	平成27年 4月 1日 から平成28年 3月 31日まで

(港湾局計画整備部防災・施設担当)

大阪市告示第555号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007

大阪市港区弁天1丁目2番1-1100号 オーク1番街 11階

大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター事務管理担当（管理・指導監察グループ）

電話 06-6575-5273

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

① プール用殺菌消毒剤・珪藻土（東部地区）

プール用殺菌消毒剤 169組（1組30kg）

珪藻土 299袋（1袋20kg）

② プール用殺菌消毒剤・珪藻土 (西部地区)

プール用殺菌消毒剤 170組 (1組30kg)

珪藻土 250袋 (1袋20kg)

③ プール用殺菌消毒剤・珪藻土 (南部地区)

プール用殺菌消毒剤 183組 (1組30kg)

珪藻土 345袋 (1袋20kg)

④ プール用殺菌消毒剤・珪藻土 (北部地区)

プール用殺菌消毒剤 179組 (1組30kg)

珪藻土 370袋 (1袋20kg)

(①～④ごとの電子入札案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限 平成27年 7月15日まで

(4) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。

ただし、平成27年 4月24日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「29：医薬品」で登録していること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子調達システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

システムにて交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を平成27年 4月24日（金）午後5時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

- (3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を平成27年 4月24日（金）午後 5 時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成27年 4 月24日（金）午後 5 時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(5) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（上記 1 に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成27年 5 月27日（水）から同月28日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時

平成27年 5 月29日（金）午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成27年 5 月29日（金）午前 9 時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成27年 5 月29日（金）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター入札室（上記 1 に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録の記録が残る方法により平成27年 5 月28日（木）午後 5 時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成27年4月24日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Eastern district

Disinfectant for swimming pool water treatment

169 set (1 set 30kg)

Diatomaceous earth

299 bag (1 bag 20kg)

- ② Western district

Disinfectant for swimming pool water treatment

170 set (1 set 30kg)

Diatomaceous earth

250 bag (1 bag 20kg)

- ③ Southern district

Disinfectant for swimming pool water treatment

183 set (1 set 30kg)

Diatomaceous earth

345 bag (1 bag 20kg)

- ④ Northern district

Disinfectant for swimming pool water treatment

179 set (1 set 30kg)

Diatomaceous earth

370 bag (1 bag 20kg)

- (2) The closing date and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 24 April 2015

(3) The date and time for the submission of tenders:

1. On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 May 2015 to 5:00PM, 28 May 2015
2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 29 May 2015
3. By post :5:00PM, 28 May 2015

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, School Administration Center, Board of Education, The City of Osaka 2-1-1100, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-6575-5273

(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

大阪市告示第556号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立北区民センター	平成27年 4月12日（日）	午後 9 時30分から午後 9 時30分を超えて、統一地方選挙の開票事務及びその関連事務の終了時刻まで

(北区役所地域課)

大阪市告示第557号

大阪市立西区民センターは、平成27年 4月12日（日）執行の統一地方選挙の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、選挙開票事務終了時まで、供用時間を延長し、臨時開館するので告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

(西区役所市民協働課)

大阪市告示第558号

大阪市立港区民センターについては、平成27年 4月12日（日）執行の統一地方選挙の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた同条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えられた第 4 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹
（港区役所協働まちづくり支援課）

大阪市告示第559号

大阪市立生野区民センターは、平成27年 4月12日（日）執行の大阪市議会議員一般選挙及び大阪府議会議員一般選挙の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、選挙開票事務終了時まで、供用時間を延長し、臨時開館するので告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹
（生野区役所地域まちづくり課）

大阪市告示第560号

大阪市立旭区民センターは、平成27年 4月12日（日）執行の大阪市議会議員一般選挙及び大阪府議会議員一般選挙の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、選挙開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、同項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹
（旭区役所市民協働課）

大阪市告示第561号

大阪市立城東区民ホールの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり

委託した。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 委託先 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社
代表取締役社長 乾 俊之
- 2 委託期間 平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
(城東区役所市民協働課)

大阪市告示第562号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立鶴見 区民センター	平成27年 4月12日（日）	午後 9 時30分から選挙開票事務 終了時

(鶴見区役所地域活動支援課)

大阪市告示第563号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により、次のとおり供用時間の変更について承認したので告示する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立平野 区民センター	平成27年 4月12日（日）	午前 9 時30分から大阪市議会議員一般選挙及び大阪府議会議員一般選挙開票事務終了まで

(平野区役所まちづくり協働課)

大阪市（消）告示第18号

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第55条の4第1項の規定に基づき、次のとおり指定催しとして指定する。

平成27年 4月 1 日

大阪市消防長 打明 茂樹

指定催しの名称	開 催 期 間	開 催 場 所
桜の通り抜け	平成27年 4月 9 日（木）から 同月15日（水）まで	北区天満 1 丁目 毛馬桜之宮公園（大川右岸）

（消防局予防部予防課）

（平27. 4. 1 掲示済）



大阪市交通局告示第20号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成27年 4月10日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課 電話 06-6585-6256

2 入札に付する事項

(1) 借入物品及び予定数量

フィーチャーフォン長期借入 741台

（電子入札対象案件とする。）

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成27年 7 月 1 日から平成30年 6 月30日までの間

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。

ただし、平成27年 4月21日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸 05 その他の賃貸」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成27年 4月21日（火）午後 5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成27年 4月21日（火）午後 5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成27年 5月25日（月）及び同月26日（火）午前 9時から午後 5時まで
 - イ 開札予定日時 平成27年 5月27日（水）午前10時30分
 - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成27年 5月27日（水）午前10時から午前10時30分まで
 - イ 開札予定日時 平成27年 5月27日（水）午前10時30分
 - ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合、平成27年 5月26日（火）午後 5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成27年4月21日（火）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加者申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Feature phones lease contract 741 units
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 21 April 2015
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 25 May 2015 to 5:00PM, 26 May 2015
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 27 May 2015
 - ③ by post: 5:00PM, 26 May 2015
- (4) A contact point where tender documents are available:
Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau, The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552,

TEL 06-6585-6256

(交通局経営管理本部調達部調達課)

公 告

大阪市公告第47号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年 4月10日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか2自転車保管所古自転車等-3	3 山
②	南港ほか3自転車保管所古自転車等-3	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成27年 5月7日 (木)	午前10時から 午後5時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
			大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸8丁目3番先
②	平成27年 5月7日 (木)	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
			新木津川大橋 自転車保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
			北港自転車保管所	此花区北港2丁目1番付近

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡

の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること
(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部自転車対策課 電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループ
に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年5月1日(金)
までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達シス
テム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不
用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロード
すること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商す る)を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成27年5月1日(金)午後5時30分までの 本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで (午後0時15分から午後1時00分までを除く。)

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して 入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者 以外の者(代理人)が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、 17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法 本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページに て交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所 上記1に同じ

9 入札保証金 免除

10 契約保証金 契約金額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)まで

に納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所 A T C ビル I T M 棟 6 階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成27年 5 月 8 日（金） 午前10時

② 平成27年 5 月 8 日（金） 午前10時30分

13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

（注 1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第 2 項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を 1 点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 4 項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

達

達第2号

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第2条第2号中「、環境局一部事務組合設立準備室長」を削る。

第3条の2第5号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

第23条中第16号を次のように改める。

(16) 削除

第25条第1項中「財政局税務総長」を「市民局区政支援室長、財政局税務総長、環境局エネルギー政策室長」に改める。

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第3号

市役所課長等専決規程（昭和23年達第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第7条の見出しを「（市税事務所管理担当課長専決事項）」に改め、同条中第2項を削る。

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第4号

北区役所課長等専決規程（平成24年達第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第1条中「及び区会計管理者」を「、担当課長及び区会計管理者」に改める。

第2条中「課長」を「課長及び担当課長」に改める。

第3条の見出しを「（総務課長等専決事項）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政策企画担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 配当及び配付予算の範囲内における経費の支出決定に関すること
- (2) 支出命令に関すること。ただし、基金、歳入歳出外現金等及び歳入金の還付に係るものを除く。
- (3) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること
- (4) 軽易又は定例の広報に関すること
- (5) ポスター、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン及び広告幕並びにこれらに類する屋外広告物の表示又は掲示の許可に関すること

第4条を次のように改める。

（地域課長等専決事項）

第4条 地域課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 水難物件の保管及び引渡しに関すること
- (2) 区役所附設会館の使用料の徴収に関すること。ただし、使用料の減免の決定を除く。

2 区民協働担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易又は定例の社会教育事務に関すること

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第9条を第7条とする。

第10条中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

第12条を第10条とし、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「第13条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第16条第2項中「第13条」を「第11条」に、「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平27.3.27揭示済）



達第5号

都島区役所課長等専決規程（平成24年達第23号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第2項中「IT・広報企画担当課長」を「政策企画担当課長」に改める。

第4条中第2項に次の1号を加える。

- (2) 軽易又は定例の社会教育事務に関すること

第4条中第3項を削る。

第6条第1項第10号ア中「第2条第2項の事務」を「第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による

助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の実施並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。）」に改め、同号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを削り、同項中第14号から第16号までを削り、同条第2項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関する事
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 こども教育担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第10号アに掲げる事務を除く。）に関する事
- (2) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関する事

3 健康推進担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること
- (2) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関する事
- (3) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関する事。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付ける事

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行う事

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行う事

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討する事

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行う事

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずる事

キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に係りのある場所に立ち入り、調査させる事

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する
すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第6号

福島区役所課長等専決規程（平成24年達第24号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条の見出しを「（企画総務課長専決事項）」に改め、同条中「総務課長」を「企画総務課長」に改める。

第6条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第2項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する
すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第7号

此花区役所課長等専決規程（平成24年達第25号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第1項第14号中「統計調査」を「統計調査（国勢調査を除く。）」に改める。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 国勢調査に関すること

第6条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第1項に次の3号を加える。

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

(15) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること

(16) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

(7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平27.3.27揭示済）



達第8号

中央区役所課長等専決規程（平成24年達第26号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第1項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号の次に次の3号を加える。

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

(15) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給

付金の支給に関すること

- (16) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第9号

西区役所課長等専決規程（平成24年達第27号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第1項に次の1号を加える。

- (15) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること

第3条第2項中「情報発信戦略担当課長」を「事業調整担当課長」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第12条を第13条とする。

第11条第2項中「第8条」を「第9条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

第7条を第8条とする。

第6条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同項に次の3号を加える。

- (15) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

- (16) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること

- (17) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第2項中第4号を次のように改める。

- (4) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中第3号を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(教育文化担当課長専決事項)

第4条 教育文化担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易又は定例の社会教育事務に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第10号

港区役所課長等専決規程（平成24年達第28号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第1項第11号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条第2項中第3号を次のように改める。

(3) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること

第6条第3項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

(2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること

(3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

(7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第11号

大正区役所課長等専決規程（平成24年達第29号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条中第2項を削り、同条第3項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること

第3条第3項に次の1号を加える。

- (3) ポスター、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン及び広告幕並びにこれらに類する屋外広告物の表示又は掲示の許可に関すること

第3条中第3項を第2項とする。

第6条第1項第12号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第2項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること

- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

達第12号

天王寺区役所課長等専決規程（平成24年達第30号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第2項中「P D C A担当課長」を「事業戦略担当課長」に改める。

第7条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第7条第2項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次

の 3 号を加える。

- (4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項各号に規定する事業に関する事
 - (5) 生活困窮者自立支援法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事
 - (6) 生活困窮者自立支援法第12条第 1 項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。
- 第 8 条に次の 1 号を加える。
- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第 1 項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事

附 則

この改正規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



達第13号

浪速区役所課長等専決規程（平成24年達第31号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 27 日

大阪市長 橋 下 徹

第 4 条第 2 項中「人権生涯学習担当課長」を「こども・教育担当課長」に改める。

第 6 条第 1 項第12号ウ中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第 3 条の事務

第 6 条第 1 項に次の 3 号を加える。

- (17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項各号に規定する事業に関する事
- (18) 生活困窮者自立支援法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事
- (19) 生活困窮者自立支援法第12条第 1 項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第 7 条に次の 1 号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第 1 項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事

附 則

この改正規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

達第14号

西淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第32号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第4条第2項中「地域活動支援担当課長」を「地域支援担当課長」に改める。

第6条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第2項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第8条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



達第15号

淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第33号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第7条第1項第9号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同項に次の3号を加える。

- (13) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

(14) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

(15) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条第2項中第5号を次のように改める。

(5) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関する事

第8条に次の1号を加える。

(7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

達第16号

東淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第34号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第4条中第3号を削る。

第6条第1項中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号イ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による手当（特別児童扶養手当を除く。）の支給及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務に関する事

第6条第1項に次の3号を加える。

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関する事

(15) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

(16) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第

3条の事務に関すること

第6条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「（区長が定めるものに限る。）」を削り、同号を同項第6号とする。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第17号

東成区役所課長等専決規程（平成24年達第35号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第1項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 軽易又は定例の広報に関すること

第3条第2項中「区政総括担当課長」を「区政推進担当課長」に改める。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第6条第1項第8号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条第2項中第4号を次のように改める。

- (4) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること

第6条第3項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
(2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
(3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第18号

生野区役所課長等専決規程（平成24年達第36号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第2項中「総合企画担当課長」を「政策企画担当課長」に改める。

第4条の見出しを「（地域まちづくり課長等専決事項）」に改め、同条第1項中「市民協働課長」を「地域まちづくり課長」に改める。

第6条第1項第12号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第1項に次の3号を加える。

(17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること

(18) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること

(19) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

(7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

**達第19号**

旭区役所課長等専決規程（平成24年達第37号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第1項第10号ア中「第2条第2項の事務」を「第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。）」、同規則第2条第2項第2号に掲げる事務（同法第56条第2項及び第3項の規定により徴収すべき費用の額の決

定（同法第24条第5項又は第6項の規定による措置及び同法第33条の6第1項本文の規定による児童自立生活援助の実施に要する費用に係るものに限る。）に関するものに限る。）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる事務（同法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定（同法第31条第1項の規定による母子保護の実施に要する費用に係るものを除く。）に関するものに限る。）に改め、同号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第2項中「保健担当課長」を「保健・子育て支援担当課長」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第10号アに掲げる事務を除く。）に関すること

第6条第3項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

達第20号

城東区役所課長等専決規程（平成24年達第38号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第1項第12号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第1項に次の3号を加える。

- (17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関する事
- (18) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事
- (19) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。
- 第7条に次の1号を加える。
- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第21号

鶴見区役所課長等専決規程（平成24年達第39号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第3条の見出しを「（総務課長専決事項）」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (14) 統計調査に関する事

第3条中第2項を削る。

第12条を第13条とする。

第11条第2項中「第8条」を「第9条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事

第7条を第8条とする。

第6条第1項第12号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第6条第1項に次の3号を加える。

- (17) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関する事

(18) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

(19) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（窓口サービス課長専決事項）」に改め、同条第1項中第8号を第21号とし、第2号から第7号までを13号ずつ繰り下げ、同項第1号中「次項第4号」を「第4号」に改め、同号を同項第14号とし、同号の前に次の13号を加える。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び外国人の在留管理（以下この条において「戸籍等」という。）に係る届出又は申請の受付に関する事
- (2) 戸籍等に係る証明、写し又は謄抄本の認証及び公簿の閲覧に関する事
- (3) 戸籍等に係る法令違反の通知に関する事
- (4) 国民健康保険被保険者証の回収（国民健康保険の資格に関する届出が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届書に附記してなされる場合に限る。）に関する事
- (5) 電子署名に係る認証業務に関する事
- (6) 住居表示に係る住居番号の付定及び通知に関する事
- (7) 民刑事処分の通知の整理に関する事
- (8) 人口動態調査に係る報告に関する事
- (9) 埋火葬の許可に関する事
- (10) 就学事務に関する事
- (11) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車の臨時運行の許可に関する事
- (12) 市税に係る証明書の交付に関する事
- (13) 市税の収納に関する事

第5条中第2項を削り、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（広報戦略担当課長専決事項）

第4条 広報戦略担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関する事
- (2) 軽易又は定例の広報に関する事
- (3) ポスター、はり紙、はり札、立看板、アドバルーン及び広告幕並びにこれらに類する屋外広告物の表示又は掲示の許可に関する事

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

達第22号

阿倍野区役所課長等専決規程（平成24年達第40号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第1項第7号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条第2項中第7号を次のように改める。

(7) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること

第6条第3項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）

**達第23号**

住之江区役所課長等専決規程（平成24年達第41号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第5条第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務

第6条第1項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給

付金の支給に関すること

- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第7条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第24号

住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第42号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第9条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第9条第2項中「保健・子育て担当課長」を「保健子育て担当課長」に改める。

第10条中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第11条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第25号

東住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第43号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第5条の見出しを「（区民企画課長専決事項）」に改め、同条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 水難物件の保管及び引渡しに関する事

第5条中第2項を削る。

第7条第1項第1号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務」を削り、同項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同項第14号中「次項第5号」を「次項第6号」に改め、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関する事

第7条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

第13条の事務に関する事

第7条中第3項を削る。

第14条を第15条とする。

第13条第2項中「第10条」を「第11条」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（保護課長等専決事項）

第8条 保護課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条の事務に関する事
- (2) 大阪市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和62年大阪市規則第16号）第2条の事務（同条第4号に掲げるものを除く。）に関する事

2 生活支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関する事
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に關すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第26号

平野区役所課長等専決規程（平成24年達第44号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月27日

大阪市長 橋 下 徹

第4条中第3号を削る。

第5条第3号中「（区長が定めるものに限る。）」を削る。

第7条第1項第10号ウ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同号中カを次のように改める。

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）

第3条の事務

第7条第1項に次の3号を加える。

- (14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に關すること
- (15) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に關すること
- (16) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に關すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第8条の見出し中を「（生活支援課長等専決事項）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活支援調整担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市生活保護法施行細則第2条の事務に關すること

第9条に次の1号を加える。

- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に關すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(平27. 3. 27揭示済)

達第27号

西成区役所課長等専決規程（平成24年達第45号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第1項中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項及び第6条第1項各号に規定する事業に関すること
- (2) 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること
- (3) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第3項第7号イ中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条第4項中第5号を次のように改める。

- (5) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること
第7条に次の1号を加える。
- (7) 生活困窮者自立支援法第12条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



達第28号

区長会議設置規程（平成25年達第37号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第1条中「教育委員会事務局区担当理事」を「教育委員会事務局区担当教育次長」に改める。

附 則

この改正規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

（平27. 3. 27揭示済）



達第29号

西成区役所課長等専決規程（平成24年達第45号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

大阪市長 橋 下 徹

第6条第2項中「生活援助担当課長」を「生活援助担当課長、福祉援助担当課長」に改める。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平27.3.27揭示済)